

ハッシュ値を扱った裁判例

・東京高等裁判所 平成16年5月26日判決 (判例タイムズ1152号131頁に掲載)
・東京地方裁判所 平成16年1月14日判決 (判例タイムズ1152号134頁に掲載)
・東京地方裁判所 平成16年6月8日判決 (判例タイムズ1212号297頁に掲載)

裁判の概要 原告の個人情報を含む顧客名簿が、被告(プロバイダー)を通じて漏えいしたとして、被告のプロバイダーに対して、顧客名簿を漏えいさせた人物の氏名と住所を公開するよう求めた。

判決に至った根拠 (実際に被告のプロバイダーを経由して、原告の個人情報が流出したか否かについて)
調査会社が確認した顧客名簿のハッシュ値等の情報と、ユーザーBがダウンロードした顧客名簿の「ファイルサイズ」「ハッシュ値」が同一であることから、二つの顧客名簿が同一であると判断した。これから被告の経由プロバイダを通じて、原告の個人情報が流出したと認めた。

